

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくアルムの家
(日中一時支援事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アルムの家(以下「事業者」という。)が設置するアルムの家(以下「事業所」という。)において実施する日中一時支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日中一時支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、家庭での生活が一時的に困難となった場合に、一時的にサービスを提供し、日常生活支援を行うことにより、障がい者及び障がい児(以下「利用者」という。)とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 日中一時支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的なサービスを提供するものとする。
- 2 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の居住する市町村・保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。
 - 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」その他諸法令の定めるところに従い、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 日中一時支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 アルムの家
- (2) 所在地 岐阜県土岐市土岐口中町四丁目 96 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 1名)

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている日中一時支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 管理者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよ

うに支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する日中一時支援事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中一時支援事業の目標及びその達成時期、日中一時支援事業を提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成すること。
 - (ウ) 計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - (エ) 計画作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更すること。
 - (オ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (カ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- 支援員 1人（非常勤職員 1人）
- 個別支援計画に基づき利用者に対し適切に支援等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 日中一時支援事業に係る事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 全日とする。ただし、12月30日から1月3日まで及び事業所が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする（ただし、日曜日は、午前10時から午後4時までとする）。

。

(3) サービス提供日

- (ア) 月曜日から金曜日まで（ただし、12月30日から1月3日まで及び事業所が別に定める日を除く）は、事業所・学校の授業の終了時刻から午後6時までとする。
- (イ) 土曜日、祝日、日曜日、長期休業日、事業所休業日（ただし、12月30日から1月3日まで及び事業所が別に定める日を除く）は、午前9時から午後6時までとする（ただし、日曜日は、午前10時から午後4時までとする）。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型事業所等の利用者で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者等
- (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に通学している児童で障がいがある者等

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) アルムの家において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。
- (2) 送迎サービスその他適切な支援を行う。
- (3) その他一人一人に応じた必要な介護、訓練、支援、相談、助言等を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 日中一時支援を提供した際には、利用者から当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない等を提供した際は、利用者から当該日中一時支援に通常要する額につき、各市長が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(ア) 冷暖房費 1月につき実費

(イ) 食費 (各月に1回程度の食事にかかる費用実費 200円~500円)

(ウ) 日用品費の実費

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下、「令」という。)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(エ) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

①事業所から5キロメートル未満 1回(片道)につき100円

②事業所から5キロメートル以上 1回(片道)につき200円

(オ) 送迎サービスの提供に係る費用

①事業所から5キロメートル未満 1回(片道)につき100円

②事業所から5キロメートル以上 1回(片道)につき200円

(カ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

多治見市、土岐市、瑞浪市(ただし、送迎については、陶、釜戸、大湫、日吉、柿野、曾木を除く)の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 日中一時支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した日中一時支援に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利

用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後 1 か月以内
- （2）継続研修 年 6 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会社経営者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。